

事業主の皆さまへ

令和2年6月号

日本年金機構からのお知らせ

令和2年度算定基礎届の提出について

毎年7月は、算定基礎届の提出月です。

提出期間	7月1日(水)～7月10日(金)
提出方法	事業所の所在地を管轄する事務センターへ郵送 (または事業所の所在地を管轄する年金事務所の窓口へ提出)

なお、本年度は、「算定基礎届事務講習会」に代えて、「算定基礎届」の記入方法等に関する説明動画等を日本年金機構のホームページに掲載しました。トップ画面の「今月のご案内」や「大切なお知らせ」等からアクセスいただけますので、ぜひご活用ください。

【提出対象者】

7月1日現在の全ての被保険者及び70歳以上被用者が対象となります。ただし、以下の(1)～(4)のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 令和2年6月1日以降に資格取得した方
- (2) 令和2年6月30日以前に退職した方
- (3) 7月改定の月額変更届を提出する方*
- (4) 8月・9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方*

※ 上記(3)及び(4)の方については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄とした上で、備考欄「3.月額変更予定」に○を付してご提出ください。

※ 電子媒体及び電子申請の場合は、上記(3)及び(4)の方を除いて作成してください。

※ 手続きの詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

厚生年金保険料等の納付猶予特例のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難となった事業主・船舶所有者の方は、一定の要件を満たすこと^{※1}により年金事務所へ申請することで、厚生年金保険料等^{※2}の納付を猶予することができます。

特例による納付の猶予が認められた場合は、厚生年金保険料等の納期限から1年の間、納付が猶予され、その間の延滞金は全額免除となります。

※1 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)における、事業等に係る収入が、前年同期に比べて20%以上減少している場合に該当します。

※2 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。

「賞与支払届」を忘れずにご提出ください

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」の提出が必要となります。厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、賞与の支給がある場合には、届出漏れがないようご注意ください。

- 賞与支払予定月を日本年金機構に登録している事業所には、被保険者の氏名や生年月日等を印字した届出用紙を前月に送付します。
- 届書の裏面に記載されている【記入方法】または日本年金機構のホームページの【記入例】を確認のうえ、誤りがないよう記入をお願いします。
- 賞与支払予定月に支払いがない場合でも、不支給に○を付した「賞与支払届総括表」の提出が必要となりますのでご注意ください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

◆ 算定基礎届について

7月1日現在の被保険者・70歳以上被用者全てについて、その年の4月、5月、6月に支給した報酬を「算定基礎届」により提出する必要があります。

この届出は、毎年1回、その年の9月から翌年の8月までの保険料や保険給付の額の基礎となる標準報酬月額を決めるためのものです。これを、標準報酬月額の「定時決定」といいます。

- | | |
|-----------|--|
| 【届書・申請書名】 | ・健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届
・厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届 |
| 【添付書類】 | ・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表 |
| 【その他】 | 届書については、全被保険者の氏名、生年月日、従前の標準報酬月額などをプリントしたものを事前に事業所へ送付しますので、これに記入して提出していただくか、日本年金機構のホームページにある「届書作成プログラム」のソフトをパソコンにダウンロードして必要事項を入力することで届出することができます。 |

【留意点】

- ・毎年7月1日現在、在籍する被保険者全てが届出の対象となりますが、6月1日以降に新たに被保険者になった人、または7月、8月、9月に標準報酬の随時改定が行われる人等は届出の対象から除かれます。
- ・支払基礎日数が17日以上の月が対象となります。なお、パートタイマー等の短時間就労者の取扱いについては、17日以上のある場合には17日以上ある月が対象となり、支払基礎日数がすべて17日未満であるが15日以上のある場合は15日以上の月が対象となります。（※短時間労働者の場合は、支払基礎日数が11日以上の月が対象となります。）
- ・70歳を超えて勤務される方についても届出が必要となります。

◆ 電子申請・電子媒体による届出が可能です

- ・電子申請では、時間にとらわれず、24時間いつでも届出することが可能です。
- ・電子媒体による届出では大量の届書の作成を容易に行うことができるため、「従業員が多く、紙で届書を提出するのは大変」とお考えの事業所にとっては、とても便利な方法となります。
- 電子申請・電子媒体についてのお問合せは、「日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口」にお願いします。

電話番号 **0570-007-123**（ナビダイヤル）

（050で始まる電話でおかけになる場合は、（東京）**03-6837-2913**）

<受付時間>

月～金曜日：午前8：30～午後7：00

第2土曜日：午前9：30～午後4：00

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。